

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

どのような形であっても、また、どのような理由があっても許されるものではありません。

また、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取り組みが求められています。

このため、DVを防止し、被害者を保護するため、平成13年（2001年）4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）が制定され、保護命令制度や都道府県配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等の取組が始まりました。

平成16年（2004年）12月、DVの定義拡大や保護命令制度の拡充の他、国による基本方針の策定や都道府県による基本計画の策定が義務付けられる法改正が行われたことを受け、本県においても、平成17年（2005年）12月に「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下、「DV防止計画」という。）を策定し、総合的な施策を推進してきました。

その後、複数回にわたるDV防止法の改正や、国の基本方針を踏まえ、DV防止計画も数回にわたり改定を実施しており、現在は「第4次DV防止計画」（計画期間：平成31年度（2019年度）～令和5年度（2023年度））に基づき、関係機関と連携を強化しながら、DVを許さない社会の実現を目指して様々な施策を推進しています。

このたび、現行計画の計画期間が満了することから、平成31年（2019年）および令和5年（2023年）のDV防止法一部改正の趣旨を踏まえ、引き続き総合的かつ効果的な施策を推進するため、「第5次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定することとしました。

2 基本理念

DV防止法の基本的考え方に基づき、次のような社会を目指し、施策を推進していきます。

- ① 個人の尊厳が尊重され、配偶者等からの暴力を容認しない社会
- ② 配偶者等からの暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会
- ③ 配偶者等からの暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会

3 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき国の基本方針に即して策定し、本県におけるDVの防止及び被害者の支援に関する施策を総合的に実施するものです。

また、本計画はDVの防止及び被害者の保護について、県、市町村、地域、関係機関・団体などが相互に連携・協力して積極的な取組を行うためのものです。

なお、施策の推進にあたっては、支援施策の連携など「第5次山梨県男女共同参画計画」及び「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」との整合性を図っていきます。

4 計画の期間

計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

ただし、計画の期間内であっても、大規模な法改正や国の基本方針の見直しが行われた場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合など、状況の変化等を勘案し、必要に応じて見直すこととします。

5 計画進行管理

この計画の推進にあたっては、毎年度、「山梨県男女共同参画審議会」に実施状況を報告するとともに、行政機関・関係機関・民間団体等で構成される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会」（以下、「関係機関連絡協議会」という。）での意見交換・情報共有・連携を図りながら進行管理を行います。

◆◆◆ 本計画における定義等 ◆◆◆

◆ 「配偶者」「配偶者等」とは

DV防止法に規定する「配偶者」には、婚姻の届出をしていない、いわゆる「事実婚」の場合や、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。平成25年度（2014年度）の法改正で「生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手」についても法律が準用されることとなりました。

本計画において「配偶者等」とは、DV防止法上の「配偶者」と、生活の本拠を共にしない恋人等を含めており、法律の根拠を必要としない様々な施策については、「配偶者等」と表記しデートDVも含めて取り組んでいます。

◆ 「配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス DV）」とは

「配偶者等からの暴力」とは、「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を指します。つまり、「殴る」「蹴る」といった身体に対する暴力だけではなく、「人格を否定するような暴言を吐く」「大切にしているものを壊したり、捨てたりする」「交友関係を細かく監視する」などの精神的暴力や、「避妊に協力しない」「性行為を強要する」などの性的暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力も含まれます。

なお、保護命令制度については、「身体に対する暴力」「生命・身体に対する脅迫」「自由・名誉・財産に対する脅迫」が対象となります。

◆ 「配偶者暴力相談支援センター」とは

平成13年（2001年）4月にDV防止法が制定され、保護命令制度や都道府県配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等の取組が始まりました。

配偶者暴力相談支援センターとは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う施設です。

県では、平成14年（2002年）4月に女性相談所（R6.4.1～女性相談支援センター^{※1}）を中心的な配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、被害者からの相談対応、一時保護等を実施することとしました。また、平成18年（2006年）4月には男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）を相談対応を行う補完的な配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、相談体制の強化を図っています。

※1 令和4年（2022年）5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、困難女性支援法）」により、名称が「女性相談支援センター」に変わりました。詳しくは、「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」を参照。

◆◇◆ 直近の法改正等 ◆◇◆

◆DV防止法 平成31年(2019年)改正※令和2年(2020年)4月施行

- ・相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化。
- ・保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることが明確化。

◆DV防止法 令和5年(2023年)改正※令和6年(2024年)4月施行

- ・保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化
 - ①接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加。接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大。
 - ②接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に伸長。
 - ③電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加。
 - ④被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件を満たす場合について、当該子への電話等禁止命令を創設。
 - ⑤退去等命令の期間について、住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月(原則は2か月)とする特例を新設。
 - ⑥保護命令違反の厳罰化。
1年以下の懲役/100万円以下の罰金 → 2年以下の懲役/200万円以下の罰金
- ・基本方針・都道府県基本計画の記載事項拡充
- ・協議会の法定化

◆困難女性支援法 令和4年(2022年)制定※令和6年(2024年)4月施行

- ・女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」(以下「困難女性支援法」という。)が成立。

◆刑法性犯罪規定改正 令和5年(2023年)7月13日施行

- ・強制性交等罪⇒不同意性交等罪、強制わいせつ罪⇒不同意わいせつ罪(改正)
不同意…同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態
※配偶者、パートナー間でも成立する
- ・性交同意年齢が16歳未満に引き上げ
- ・わいせつ目的での16歳未満への面会要求は処罰対象へ
- ・性的画像の盗撮は撮景罪として処罰対象へ
- ・性犯罪公訴時効期間の延長 など